

● 政策目標6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・  
知的支援を含む多様な協力の推進

### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していきます。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

- 第173回国会 総理大臣所信表明演説
- 第174回国会 総理大臣所信表明演説
- 第176回国会 総理大臣所信表明演説
- 第171回国会 総理大臣施政方針演説
- 第174回国会 総理大臣施政方針演説
- 第177回国会 総理大臣施政方針演説
- 第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月29日）
- 第177回国会 財務大臣財政演説（平成23年1月24日）
- 明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）
- 新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）
- 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
- 財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）
- 新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策（平成22年9月10日閣議決定）
- 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）
- 包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）
- 平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成23年1月24日閣議決定）
- 新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）
- パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定事項  
(平成22年12月10日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定)

### 3. 重点的に進める業績目標・施策

- 施 策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用
- 施 策 6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

## 4. 平成22年度の事務運営の報告

### ④ 施策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用

#### [平成22年度実施計画]

我が国は、ミレニアム開発目標やODAに関する様々な国際公約の達成に向けて積極的に取り組んでいます。一方、我が国の厳しい財政状況や、国民のODAに対する見方を踏まえると、これまで以上に、戦略的な援助の実施を図ると共に、開発効果の向上に努めて行くことが課題となっています。こうした中、ODAについては、総理及び少数の閣僚メンバーを構成員とする「海外経済協力会議」において、ODA以外の政府資金や、関連する民間資金と共に、その戦略的かつ効率的な実施について審議されているほか、行政刷新会議において、ODAについても、一層の効率化を図ることが求められました。

こうした点を踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用や、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、NGOや民間企業等との連携、国別援助計画の策定、ODA評価の充実を進め、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

#### [事務運営の報告]

##### ① 有償資金協力、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的・戦略的実施

我が国の海外経済協力（ODA、その他政府資金（OOF：Other Official Flows）及びこれらに関連する民間資金の活用を含む）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図るため、平成18年4月に総理大臣を議長とする「海外経済協力会議」が内閣に設置されたところであり、会議でのこれまでの議論も踏まえ、二国間ODAの一層の効率的・戦略的実施を図ってきました。また、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応して、インフラ分野の民間企業の取組を支援し、国家横断的かつ政治主導で機動的な判断を行うため、平成22年9月より、内閣官房長官を議長とする「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」が開催されており、二国間ODAの戦略的実施についても活発な議論が行われました。

##### ② 国際開発金融機関と我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks:MDBs）との協調が重要です。こうした観点から、特定の国や地域等をテーマとして、国際開発金融機関と我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。

＜平成22年度に実施された世界銀行、ADBとの主な政策対話の実績＞

イ 世界銀行南アジア局との政策対話（平成22年11月）

参加者：世界銀行、アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：世界銀行の南アジア地域戦略、世界銀行と日本との協力等

ロ 世界銀行人間開発ネットワーク局との政策対話（平成23年2月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国際協力機構  
議題：日本及び世界銀行の教育・保健分野の支援戦略、世界銀行と日本との協力等

## ハ 世界銀行東アジア・大洋州局との政策対話（平成23年2月）

参加者：世界銀行、アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：世界銀行の東アジア・大洋州地域戦略、世界銀行と日本との協力等

## 二 アジア開発銀行とのハイレベル政策対話（平成23年3月）

参加者：アジア開発銀行、アジア開発銀行研究所、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：アジア開発銀行のアジア・太平洋地域開発への貢献、アジア開発銀行と日本との協力等

## ③ N G Oや民間企業等との連携

途上国の開発を進めるに当たっては、N G Oの果たす役割も重要です。財務省は、N G Oと定期的な協議会の場を設けており、平成22年度は、4回開催しました。

途上国の開発を進めるためには、公的セクターだけでなく、開発に寄与する経済活動を行う民間セクターの関与を促していくことが重要です。

## ④ 施策6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

## [平成22年度実施計画]

財務省は、円借款や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、以下に取り組んでいきます。

## ① 円借款・国際協力銀行業務

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラを整備するために重要な役割を果たしています。一方、円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFの知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析するなど、債務問題に目を配ると共に、世銀を始めとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いるなど、援助効果の向上に努めており、こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けた策定される国別援助計画、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成22年度においては、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、第4回アフリカ開発会議（TICAD-IV）の成果も踏まえ、引き続き、国際開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

一方、国際協力銀行（JBIC）業務については、引き続き、民業補完の徹底を図りつつ、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上のための業務を行なうほか、今般、途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」が策定されたことを踏まえ、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進にも努めています。（下記③参照）。また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）を踏まえ、国際的な金融危機への対処として、日本企業の先進国における事業等に対し、臨時の措置として支援を行う海外事業支援緊急業務について、平成21年度末の期限を延長しました。

この他、JBICは、金融危機発生以降、国際金融市場の混乱のため一時的に外国債の発行が困難となった途上国に対する支援として、インドネシア等の途上国政府が発行するサムライ債に対する保証供与を実施してきたところです。今後とも、途上国政府の要望を踏まえ、サムライ債発行支援に引き続き取り組んでいきます。

## ② 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助

を行うことができるなどの長所があります。財務省はこのような長所を十分認識し、昨年も、経済・金融危機対応において、G20諸国との協調により、MDBsの融資等の拡大を通じて、途上国や世界の貧困層が蒙る危機の影響を軽減すべく、MDBsの活動に積極的に関与・貢献しており、今後もMDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。また、第4回アフリカ開発会議において行ったように、引き続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。

また、MDBsは、貧困削減や成長といった中核的役割や、経済・金融危機への対応のような緊急課題に加え、気候変動や食糧安全保障などグローバルな課題に積極的な対応を行っていくことが必要であり、我が国としては、MDBsの改革や適切な資金基盤の確保に取り組んでいきます。中でも、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

### ③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で取りまとめられた「コペンハーゲン合意」では、気候変動対策に取り組む途上国に対し、先進国全体で、幅広い支援を行う必要性が謳われました。

こうした国際的な動きを踏まえ、我が国は、平成24年までの3年間に、官民合計で、1兆7,500億円規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を表明したところですが、その中では特に、JBICについて、民間投資の後押しを図る観点から、その積極活用を図ることが重要との考え方方が盛り込まれており、財務省としても、積極的に取り組んでいきます。その一環として、途上国政府等が実施する温暖化対策プロジェクトに対して、JBICによる支援を可能とするため、「株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案」を平成22年2月に国会に提出しています。また、多国間の取組について、財務省は、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）について、関係省庁と密接に連絡を取りながら、運営のあり方や、気候変動ファイナンス全体の中に占める役割について、「ポスト京都」における途上国支援のあり方に関する国際的な検討の動向にもらみながら、引き続き、積極的に議論に参画していきます。これに加え、GEFについては、平成22年7月以降の資金規模等について議論する増資交渉の早期妥結に向け、各国との意見交換を深めつつ議論を主導していきます。また、CIFについては、資金拠出を行うことを踏まえ、同基金が効果的・効率的に活用されるよう、その運営に積極的に参画していきます。

## 〔事務運営の報告〕

### ① 円借款、国際協力銀行業務等

開発途上国に対して、ODA資金として、長期・低利の固定金利により、開発に要する資金を提供する円借款については、無償資金協力・技術協力と共に、独立行政法人国際協力機構（JICA）の下において、一元的に実施されており、援助効果の促進に努めています。また、国際協力銀行（JBIC）業務については、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めているところです。

#### イ 円借款業務

平成22年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で4,716億円（注）の円借款供与を決定しました。円借款供与は、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合を踏まえ、日本企業の海外でのビジネス展開支援の観点からも、取り組んできています。

（注）円借款については、東日本大震災を受け、平成23年3月11日以降に供与決定予定だった案件は緊急性の高いものに絞り込んで供与することとしたため、22年度における全体の

供与額は例年に比べ小さくなっている。

#### (a) アジア地域

平成22年度は、円借款供与総額の約6割がアジア地域に対するものでした。主な供与国は、ベトナム（866億円）、フィリピン（508億円）、インド（480億円）です。特に、パッケージ型インフラ海外展開関係では、以下のような円借款による支援協力をっています。

##### (i) ベトナム支援

平成22年10月31日、日越両首脳は、「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的パートナーシップを包括的に推進するための日越共同声明」に署名し、我が国は、日本の優れた技術と知見を活用し、ベトナムの経済発展を支える旨及び総額約790億円の円借款の供与を表明。ベトナムはレアアース等について、日本を開発パートナーとして選定するなど両国協力関係は深化しました。平成22年度では総額約866億円の円借款供与を決定しました。

##### (ii) インド支援

平成22年10月25日、日印両首脳は、「次なる10年に向けた日印戦略的グローバル・パートナーシップのビジョン」に署名し、両首脳は、日本のインドへのODAが極めて重要であることを強調。インドにおける貨物専用鉄道建設計画（DFC）西回廊の早期完成を目指すこと等を表明しました。これに先立ち、同年7月には同計画の第2フェーズに対するエンジニアリング・サービス借款（約16億円）に関する交換公文の署名が行われる等、平成22年度では総額約480億円の円借款供与を決定しました。

##### (iii) インドネシア支援

平成23年2月にパッケージ型インフラ大臣会合で取り上げられたインドネシアは、日本企業からのインフラおよび投資環境整備のニーズが高く、第三次インフラ改革セクター開発計画（83億円）等の総額約439億円の円借款供与を決定しました。

#### (b) 気候変動対策

COP15の「コペンハーゲン合意」及びCOP16の「カンクン合意」を踏まえ、平成22年度は、インドネシア、ベトナム等へ5件（約586億円）の気候変動対策円借款を決定しました。

#### (c) パキスタン洪水災害支援

平成22年7月下旬からパキスタン各地で発生した洪水被害に対し、同年11月のパキスタン開発フォーラムにおいて、我が国は5億ドル（約450億円）の支援を表明

しました。この一環として、ハイバル・パフトゥンハ一州緊急農村道路復興計画（147億円）、緊急輸入支援融資（洪水災害対策）（50億円）の2案件、総額約197億円の円借款供与を決定しました。

#### （d）国際開発金融機関と国際協力機構の協調融資

世界銀行やアジア開発銀行、アフリカ開発銀行等との協調融資案件が増えており、特に投資環境整備等の分野への供与が多くなっています。平成22年度においては、我が国は総額約1,121億円の円借款の協調融資を決定しました。

#### （i）ESDAイニシアティブ

我が国は、平成19年5月、アジア開発銀行と共同で実施する、「アジアの持続的成長のための日本の貢献策（Enhanced Sustainable Development for Asia: ESDA）」を発表しました（そのうち、アジア開発銀行と我が国が共同で支援を実施する円借款枠組み（Accelerated Co-Financing scheme with ADB: ACF A）として、今後5年間で20億ドルの円借款を供与すること）。

平成22年度においては、ESDAイニシアティブの下、ウズベキスタン、インドネシア、カザフスタン等へ約540億円の円借款の供与を決定しました。

#### （ii）EPSAイニシアティブ

平成17年6月に、アフリカ開発銀行グループと共同で始められた「アフリカにおける民間セクターの成長を促進するための包括的なイニシアティブ（Enhanced Private Sector Assistance for Africa : EPSA for Africa）」の下では、平成21年末までに約9.8億ドル相当の円借款供与を決定いたしました。

平成22年度の実績としては、タンザニア（約60億円）及びカメルーン（約29億円）への供与を決定しました。

### ○参考指標 6-2-1：円借款実施状況

#### 円借款実績の推移

（単位：億円、件数）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
金額	8,435	9,448	8,443	9,797	4,716
件数	79	59	52	62	34

（出所）国際局開発政策課調

（注）数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

## 円借款実施状況（地域別）の推移 (金額単位：億円、シェア：%)

	平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	6,440	76.3	6,547	69.3	6,632	78.5	6,606	67.4	3,110	65.9
(ASEAN)	(2,320)	(27.5)	(3,080)	(32.6)	(3,045)	(36.1)	3,407	34.8	(2,052)	(43.5)
大洋州	—	—	46	0.5	—	—	83	0.8	—	—
中央アジア・コーカサス	—	—	—	—	433	5.1	177	1.8	338	7.1
欧 州	—	—	369	3.9	111	1.3	545	5.6	—	—
中近東	798	9.5	1,606	17.0	364	4.3	878	9.0	421	—
アフリカ	1,137	13.5	687	7.3	681	8.1	1,208	12.3	508	8.9
中南米	60	0.7	194	2.1	221	2.6	299	3.1	339	7.1
合 計	8,435	100.0	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4716	100.0

(出所) 国際局開発政策課調

(注1) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

(注2) アフリカには、北アフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ）及びアフリカ開発銀行向けを含む。

## □ JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資について、「新成長戦略」を踏まえ、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で再開を図るべく関係省庁と協議を進め、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、平成22年度内に再開しました。

## ハ JIBC業務

JIBCは、一般の民間金融機関が行う資金の貸付等を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進及び国際金融秩序の混乱への対処のための業務を行っており、平成21年度は、リーマン・ショック以来の国際金融秩序の混乱に対処すべく、出融資及び保証実績が大幅に増えました。

平成22年度の出融資および保証の承諾額合計は1兆7,659億円で、対前年度比で1兆5,992億円（47.5%）減少しています。このうち、出融資承諾額1兆1,277億円で、対前年度比で1兆5,294億円（57.6%）減少しています。また、保証承諾額は6,382億円で、前年度比で698億円（9.9%）減少しています。地域別では中南米向けが最も多く全体の37.9%を占めています。これらは主として、21年度以降、リーマン・ショックに起因する国際金融秩序の混乱への対処として実施してきた海外事業支援緊急業務（日本企業の先進国事業に対する支援等）が、国際金融環境の回復に伴い、大幅に減少したことによるものです。

(注) 特にアジア地域向け出融資及び保証については、これまで多く実施されていた大型発電事業案件の新規案件形成が、国際金融秩序の混乱の影響により鈍化したことを

---

受け、例年に比べ小さくなっている。

この海外事業支援緊急業務については、平成22年度末までの時限的措置として実施してきましたが、平成22年度においては、3,867億円（開発途上国向け18億円、先進国向け29億円、本邦金融機関向けツーステップ・ローン3,820億円）を供与し、累計の実績は2兆4461億円（開発途上国向け1,806億円、先進国向け1兆2,168億円、本邦金融機関向けツーステップ・ローン10,486億円）となりました。

また、メキシコ、インドネシア、パナマ、トルコ、インドの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行えるようJBICが支援を行いました。平成22年度のサムライ債保証の承諾額は4,515億円で対前年度比で1,215億円（36.8%）増加しています。

## 二 JBICの機能強化

近年、海外では膨大なインフラ需要が発生し、個々の案件も大型化してきています。こうした中、諸外国はインフラ案件の受注を成長機会と捉え、先進国のみならず、中国、韓国といった新興国を含めて、国際競争は激しさを増しています。また、インフラ案件の大規模化・長期化に伴い金融リスクが大きくなる一方で、リーマン・ショック後の金融危機の影響も受け、海外ビジネスを行うために民間だけで必要な外貨の資金調達を行うことが難しくなっています。このような海外ビジネス環境を背景として、我が国経済界等から、インフラ分野などにおける我が国企業の海外展開に対する政策金融面での支援機能に期待する声が強く出されたことを踏まえ、今後の経済成長の大きな柱である我が国企業による海外展開を積極的に支援すべく、以下の通り、JBICの機能強化を図っています。

### （a）株式会社日本政策金融公庫法施行令の改正

平成22年4月及び11月に株式会社日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる以下の事業について、JBICの先進国向け投資金融業務の対象分野に追加しました。

- 鉄道に関する事業
- 水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業
- 再生可能エネルギー源による発電に関する事業
- 變電、送電及び配電に関する事業
- 石炭による発電に関する事業
- 石炭から発生させたガスを原料とした燃料製品等の製造に関する事業
- 大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
- 情報通信等の技術を利用した、電気又は熱の効率的な使用に関する事業
- インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業

## (b) 株式会社国際協力銀行法案の提出

また、JBICに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（注：平成23年4月に改正法が成立）。具体的な機能強化分野として、法案では以下の事項を盛り込んでいます。

- ① 先進国向け輸出金融
- ② 短期の「つなぎ資金」を供与する投資金融
- ③ 我が国企業（大企業を含む）が外国企業を買収するための資金等を供与する投資金融
- ④ 中小・中堅企業を含む我が国企業の積極的な海外事業展開支援のためのツーステップローン
- ⑤ 通貨スワップに対する保証
- ⑥ 売掛債権の流動化・証券化支援のための保証
- ⑦ 輸出金融における再保証

なお、上記①～⑦のうち、①～④については、新JBICの設立・機能強化を円滑に行う観点から、現行の日本政策金融公庫・国際協力銀行部門が実施している業務の延長として新JBICの設立（平成24年4月1日）に先立ち、平成23年度中から先行実施することとしています。

## ○参考指標 6-2-2：JBICによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

出融資および保証承諾状況 (L/Aベース、単位：億円、件数)

	平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融資	145	10,490	104	11,578	183	20,853	194	26,441	104	11,079
輸出金融	34	757	24	378	24	277	46	979	35	1,512
輸入金融	8	82	5	2,557	2	155	1	82	1	1,695
投資金融	94	8,896	67	7,325	149	18,166	134	21,937	60	7,103
事業開発等金融等	9	755	8	1,317	8	2,255	13	3,443	8	768
保証	43	6,038	30	5,343	30	5,230	22	7,080	26	6,382
出資	－	－	－	－	5	857	5	130	3	198
合計	188	16,528	134	16,921	218	26,940	221	33,651	133	17,659

(出所) 国際協力銀行調

(注) 上記はL/Aベース、金額の単位は億円。

### 地域別出融資承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
アジア	3,069	4,495	3,412	5,365	1,041
(東南アジア)	(2,582)	(3,099)	(2,693)	(4,320)	(538)
大洋州	63	11	2,561	1,754	84
中央アジア	245	247	-	1,009	-
ヨーロッパ	230	78	6,016	4,804	625
中 東	2,502	5,538	2,101	1,027	2,102
アフリカ	55	859	965	258	664
北 米	257	50	2,158	2,884	746
中南米	4,068	300	2,695	2,628	1,846
国際機関等	-	-	-	92	149
その他	-	-	1,802	6,751	4,020
合 計	10,490	11,578	21,709	26,572	11,277

(出所) 国際協力銀行調

### 地域別保証承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
アジア	548	2,183	849	2,107	1,175
(東南アジア)	(468)	(1,527)	(758)	(2,081)	(912)
大洋州	-	-	-	-	-
中央アジア	-	65	-	29	-
ヨーロッパ	194	203	47	380	-
中 東	70	314	-	-	1,958
アフリカ	-	412	170	-	-
北 米	1,796	1,097	2,156	2,076	739
中南米	3,431	1,069	2,008	2,488	2,416
国際機関等	-	-	-	-	94
その他	-	-	-	-	-
合 計	6,038	5,343	5,230	7,080	6,382

(出所) 国際協力銀行調

## ② 国際開発金融機関を通じた支援

### イ 国際開発金融機関の業務運営への参画

#### (a) 国際開発金融機関の増資全般

我が国は、開発援助分野における豊富な経験、専門的知見、人材といった国際開発金融機関（MDBs：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）の長所を十分に認識し、主要株主として、その融資等の業務や組織運営等について、年次総会や理事会等の場で積極的に意見を述べるとともに、我が国のODA政策や開発の理念をMDBsの施策に適切に反映するよう努めています。特に、平成22年度においては、各MDBの増資にかかる多くの国際的な議論が行われ、我が国は、これらの議論に積極的に関与・貢献しました。

MDBsは、平成20年からの世界金融・経済危機において、G20サミット等からの要請も踏まえ、融資を大きく拡大するなど、途上国の影響緩和に大きな役割を果

たしてきました。こうした融資の拡大の結果、現状の資金基盤では今後の業務運営に制約が生じることから、MDBsの一般増資が合意されました（アジア開発銀行は平成21年度中に承認済み）。併せて、世界銀行グループの国際復興開発銀行及び国際金融公社では、途上国・新興国の発言権を強化するため、出資シェアの変更等が合意されました。また、MDBsには、低所得国の貧困削減のため、超長期・低利（又は無利子）の融資等を行う機関・基金が設けられていますが、これらの増資も合意されました（世界銀行グループの国際開発協会、米州開発銀行特別業務基金、アフリカ開発基金）。

我が国は、MDBsの増資に応じるため、世界銀行グループ3機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）については所要の法律改正（後述）を、他の機関については平成23年度予算の予算総則での対応を行いました。

（参考）国際開発金融機関の増資

機関・基金名	増資規模 (注1)	増資前の我が国出資額 (注2)	我が国追加出資 ・拠出額(注3)		授権形式	
			うち払込額 (注4)			
通常資本	I B R D (一般増資)	584億ドル (30%)	153億ドル (8.0% →7.2%)	42億ドル (3,745億円)	225億円	法律改正 177回国会
	I B R D (選択増資)	278億ドル (15%)		4億ドル (382億円)	23億円	
	I F C	2億ドル (8%)	1.4億ドル (6.0% →6.3%)	0.2億ドル (19億円)	19億円	法律改正 177回国会
	A D B	1,100億ドル (200%)	86億ドル (15.6%)	133億ドル (12,524億円)	501億円	H22年度 予算総則
	I D B	700億ドル (70%)	51億ドル (5.0%)	35億ドル (3,116億円)	76億円	H23年度 予算総則
	A f D B	440億S D R (200%)	12億S D R (5.5%)	24億S D R (4,445億円)	267億円	H23年度 予算総則
	E B R D	100億ユーロ (50%)	17億ユーロ (8.6%)	8億ユーロ (920億円)	—	H23年度 予算総則
譲許性資金	I D A	328億S D R (20%)	20億S D R (10.9%)	24億S D R (3,346億円) (注5)	3,346億円	法律改正 177回国会
	F S O	5億ドル (-50%)	4億ドル (40.0%)	0.3億ドル (28億円)	28億円	H23年度 予算総則
	A f D F	58億S D R (3%)	3億S D R (7.1%)	3億S D R (384億円)	384億円	H23年度 予算総則

（注1）下段は増資前の各機関における出資総額との比較。譲許性資金については、直近の増資比。

（注2）下段は出資比率。I B R D、I F Cの出資比率はボイス改革により変化。また、譲許性資金の我が国現行出資額及び出資比率については、直近の増資ベース。

（注3）下段は円換算額。I B R D、I F C、I D Bは1ドル=89円、E B R Dは1ユーロ=120円（23年度支出身レート）、A D Bは1ドル=94円（22年度支出身レート）で計算。その他は、各機関指定レート等に基づき計算。

(注4) 実際に払込みを必要とする金額（EBRDは0%）。通常資本（IFCを除く）については、残余は「請求払い資本」と呼ばれ、MDBsが債務不履行に陥るという極めて例外的な場合にのみ払込み義務が生ずる資本。

(注5) 24億SDRの円換算額約3,264億円に加え、多国間債務救済イニシアティブ（MDRI）に基づく重債務貧困国に対する債務救済費用の我が国負担分約82億円を含む。

### (b) 世界銀行グループ（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）の増資及び加盟措置法改正等

国際復興開発銀行では、資本金の拡大（約30%増）を目的とする増資（このような増資は、全加盟国に追加的な出資を求める事となるため、通常「一般増資」と呼称されます。）が発効しました。併せて、途上国の発言権の強化等を目的とする投票権（ボイス）改革も発効し、途上国全体の投票権シェアは3.13%上昇することとなりました。投票権の調整は、各国の出資額の追加により行われます（上記の「一般増資」と対比して、通常「選択増資」と呼称されます。なお、投票権改革の第一段階として、平成20年10月に各加盟国が保有する基本票の倍増が合意されており、これと併せ、途上国全体の投票権シェアは4.59%の増加となります。）。

国際金融公社では、国際復興開発銀行に準じ、世界金融・経済危機に対応するための途上国の民間部門への技術支援等を拡充するために十分な資金基盤の確保、途上国の発言権の強化等に関する議論が行われた結果、2億ドルの増資を伴う投票権（ボイス）改革が承認され、途上国全体の投票権シェアは6.07%上昇することとなりました。投票権の調整は、国際復興開発銀行における投票権の調整と同様、各国出資額の追加（選択増資）により行われます。

国際開発協会では、世界金融・経済危機への対応に資する低所得途上国への支援を拡充し、2012世銀年度から2014世銀年度（平成23年7月～平成26年6月）の3年間の融資原資を賄うことを目的として行われた第16次増資交渉が妥結し、328億SDR（約493億ドル）規模の増資規模及び各国の負担額に関する合意が成立しました。

我が国は、これら世界銀行グループ3機関の増資に応じるための「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案」を平成23年1月に国会に提出し、同年3月に同法案の成立を得ました。

なお、国際開発金融機関を通じた我が国の途上国への開発支援に関する国民への理解を促進する方策として、パンフレットを作成し、財務省のホームページにおいても公表しています。（[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/publication/mdb2010/index.html](http://www.mof.go.jp/international_policy/publication/mdb2010/index.html)）

#### ◎業績指標 6-2-1：MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数（単位：回）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
					目標	実績
開催回数	18	35	42	43	40以上	44

（出所）国際局開発機関課調

（注1）総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議（個別面会を除く）及び、

- 開発問題研究会（18年度まではMD B s研究会）の回数。
- (注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

### ○参考指標6-2-3：国際開発金融機関関連の国際会議

世銀・IMF合同開発委員会	平成22年4月25日（ワシントンD. C.） 10月9日（ワシントンD. C.）
IMF・世銀総会	平成22年10月8日（ワシントンD. C.）
アジア開発銀行総会	平成22年5月3日（タシケント（ウズベキスタン））
米州開発銀行総会	平成23年3月25～28日（カンクン（メキシコ））
アフリカ開発銀行総会	平成22年5月27～28日（アビジャン（コートジボワール））
欧州復興開発銀行総会	平成22年5月14～15日（ザグレブ（クロアチア））

会議名	最近の開催状況
世銀・IMF合同開発委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>世銀・IMF合同開発委員会は、開発を巡る広範な問題について世銀・IMFの総務会に勧告することを目的として、昭和49年に設立された委員会です。</li> <li>平成22年4月の会合（ワシントンD. C.）では、国際復興開発銀行における30%規模の一般増資並びに国際復興開発銀行及び国際金融公社における投票権改革に合意しました。</li> <li>平成22年10月の会合（ワシントンD. C.）では、世界銀行グループの内部改革やIDA16次増資についての議論が行われました。</li> </ul>
アジア開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジア開発銀行は、アジア・太平洋地域の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。</li> <li>平成22年5月の総会（タシケント）では、経済危機後のアジア開発銀行の取組や果たすべき役割、貧困、気候変動の各分野における課題、域内諸国の経済情勢等についての議論が行われました。</li> </ul>
米州開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>米州開発銀行は、中南米地域の開発途上国の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。</li> <li>平成23年3月の総会（カルガリー）では、昨年合意された一般増資の進捗状況や中南米地域の経済情勢・開発課題等についての議論が行われました。</li> </ul>
アフリカ開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>アフリカ開発銀行は、アフリカ地域の持続的な経済・社会開発の推進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。</li> <li>平成22年5月の総会（アビジャン）では、アフリカ開発銀行の一般増資や業務運営について議論が行われ、200%規模の一般増資を行うことについて合意しました。</li> </ul>
欧州復興開発銀行総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州復興開発銀行は、民主化・自由化を進める中東欧諸国（中央アジア諸国を含む）の市場経済への移行の支援を目的として設立された国際開発金融機関です。</li> <li>平成22年5月の総会（ザグレブ）では、欧州復興開発銀行の一般増資や業務のあり方について議論が行われ、50%規模の一般増資を行うことについて合意しました。</li> </ul>

○参考指標6-2-4：国際開発金融機関に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	8.1% (第2位)	19.9% (第2位)	6.0% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.8	21.5	24.0	18.4
独	4.6	10.9	5.4	5.1
英	4.4	10.0	5.1	4.8
仏	4.4	7.1	5.1	4.8

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日 (順位)	15.6% (第1位)	38.0% (第1位)
米	15.6	14.2
独	4.3	6.3
英	2.0	4.7
仏	2.3	4.7

※第5次増資完了後(2011年6月末期限)の数値

	米州開発銀行グループ			
	米州開発銀行		米州投資公社 (IIC)	
	通常資本 (OC)	特別業務基金 (FSO)		
日 (順位)	5.0% (第6位)	5.9% (第2位)	33.5% (第2位)	3.4% (第6位)
米	30.0	50.4	38.2	25.0
独	1.9	2.2	—	1.9
英	1.0	1.8	1.3	—
仏	1.9	2.3	8.8	3.1

	アフリカ開発銀行グループ		欧州復興開発銀行 (EBRD)
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)	
日 (順位)	5.5% (第3位)	11.7% (第2位)	8.6% (第2位)
米	6.6	12.0	10.1
独	4.1	10.1	8.6
英	1.7	7.6	8.6
仏	3.7	10.2	8.6

(出所) 各機関年次報告書(平成23年4月現在における最新版)。アジア開発銀行を除く。

□ 国際開発金融機関に設けた日本信託基金を通じた支援

我が国は、各国際開発金融機関本体への出資・拠出に加え、各機関に日本信託基金を設け、途上国に対する政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等の支援を通じて、貧困削減をはじめとする我が国のODA政策の

重点課題に対する多面的な取組を行っております。

日本信託基金は、ODAのより戦略的、選択的かつ効果的な実施を目的とし、外務省（現地大使館を含む）、国際協力機構及びその他関係省庁との協議を踏まえ、我が国のODA政策との整合性を判断した上で支援を実施します。

22年度においては、21年度に引き続き、世界経済・金融危機によって大きな影響を受けた途上国の貧困層を対象とする危機対応プロジェクトの支援等に、積極的に取り組みました。また、より効果的な信託基金の活用を目的として、各国際開発金融機関における信託基金の個別案件の経験やノウハウを横断的に蓄積し、更なる質の向上に活かす新しい審査手法の導入を、22年度より始めました。

#### ○参考指標6-2-5：国際開発金融機関等に対する拠出金

(単位：億円)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
国際開発金融機関拠出金	206.9	192.3	177.7	215.6	194.1
世界銀行グループ	120.8	99.5	85.8	111.0	106.8
アジア開発銀行	55.7	75.4	69.2	86.9	79.2
米州開発銀行	12.9	11.6	9.4	8.8	8.8
アフリカ開発銀行	13.1	1.4	9.4	2.1	1.9
欧州復興開発銀行	4.4	4.4	3.9	6.9	0.5
I M F 拠出金	41.2	41.2	47.4	33.8	31.7
合 計	248.1	233.4	225.1	249.4	225.8

(出所) 国際局開発機関課調

#### <平成22年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例>

- (a) 世界銀行 :
- ・乳幼児に対する栄養状態改善プロジェクト（ベナン）  
平成22年9月承認（承認額：約300万ドル）
  - ・聴覚障害児及びその家族に対する社会生活支援プロジェクト（ベトナム）  
平成22年12月承認（承認額：約300万ドル）
  - ・貧困農家に対する農業生産性向上プロジェクト（ナイジェリア）  
平成22年12月承認（承認額：約300万ドル）
- (b) アジア開発銀行 :
- ・旧紛争地域における灌漑用水路・農業道路の復旧及び農業技術支援プロジェクト（スリランカ）  
平成22年7月承認（承認額250万ドル）
  - ・高等教育機関の統廃合及びガバナンス向上支援（モンゴル）  
平成22年6月承認（承認額：40万ドル）
  - ・都市上下水道整備にかかる政府機関の能力開発プロジェクト（ベトナム）  
平成23年2月承認（承認額：200万ドル）

### ③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

我が国は、開発途上国における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めています。

二国間の取組としてインドネシアなどの気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行っている他、JBICを活用して、我が国の民間企業が途上国において行う環境投資を積極的に支援しました。さらに、平成24年までの約3年間に、官民合計で150億ドル規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」が策定されたことを受け、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法を改正し、JBICの業務に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加しました。これにより、途上国政府が実施する環境案件についても、民間金融機関や世界銀行グループのIFC（国際金融公社）等の国際機関と協調して、財政負担の少ないJBICを活用しつつ、支援を行うことが可能となり、具体的な支援を実施しているところです。

また、多国間の取組として、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援に取り組んでいます。GEFは、生物多様性、気候変動等の分野において、途上国の取組を支援するための多国間資金メカニズムであり、CIFは、平成24年までの途上国による気候変動問題への早期取組を強化するため、途上国の温室効果ガス削減に向けたプロジェクト、気候変動への適応対策等を支援する基金です。我が国は、これらの基金による着実な支援の実施に向けて運営に積極的に参画し、平成22年度は、GEFにおいて第5次増資が合意され、CIFにおいては着実なプロジェクトの進捗が見られました。

以上を始めとした鳩山イニシアティブに基づく二国間・多国間の協力を通じ、我が国は、平成23年3月末時点で97億ドル以上の支援を実施済みです。

### 施 策 6-2-3：債務問題への取組

#### [平成22年度実施計画]

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries: HIPC）に対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大HIPCイニシアティブの着実な進捗等、債務問題の解決に向け引き続き取り組みます。

また、IMFや世界銀行は、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲渡的借入などの途上国が直面する債務に関する諸問題について、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参加していきます。

#### [事務運営の報告]

##### ① パリ・クラブ債務救済の実績

平成22年度においては、6件の合意が成立しました。

## (参考) 平成22年度のパリ・クラブ合意

年月	国名	パリクラブ合意内容	我が国の対応
22年7月	ギニアビサウ	ケルンターム	二国間合意文書締結準備中
8月	コモロ	ケルンターム	対象債権なし
9月	アンティグア・バーブーダ	クラシックターム	二国間合意文書締結準備中
9月	リベリア	ケルンターム	削減 約160億円
11月	コンゴ民主	ケルンターム	二国間合意文書締結準備中
12月	トーゴ	ケルンターム	二国間合意文書締結準備中

## ② 拡大HIPCイニシアティブ

過剰な対外債務を負ったままでは、途上国の経済開発を持続的に進めることはできません。こうした観点に立ち、国際社会全体として、拡大HIPCイニシアティブを推進しています。これは、HIPCがIMFの経済構造改革プログラムの実施や、「貧困削減戦略ペーパー」(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大HIPCイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点(注)に到達したHIPCの債務を全額放棄しています。平成21年度は、新たに4か国(コンゴ民主、ギニアビサウ、リベリア、トーゴ)が加わり、完了時点を到達国は全体で32か国となりました。

(注) 完了時点(Completion Point: CP)とは、拡大HIPCイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

## 施 策 6-2-4: 知的支援

## [平成22年度実施計画]

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制、アジアの地域金融協力等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、人材育成支援及び国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO(世界税関機構)等の国際機関や、APEC(アジア太平洋経済協力)、ASEM(アジア欧州連合)等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税関における知的財産侵害物品の水際取締り能力の向上を図るために、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

## [事務運営の報告]

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うこ

とは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成22年度は、経済・社会開発の担い手となる開発途上国の政策担当者等に対する人材育成を目的とした研修・セミナーや開発途上国に専門的なアドバイスをするための専門家派遣、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップを実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者や在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に相手国の要望や現状を的確に把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るため、終了時に参加者との協議やアンケートを実施しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成22年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術援助の相手先から把握した要望や意見に即した効果的・効率的な支援になるよう取り組みました。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった税関に課せられた使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。こうした観点から、平成22年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援の対象国と支援の分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

支援の対象国については、開発途上国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、東アジアの国々（A S E A N諸国及び中国）を重点支援地域としました。

支援の分野については、関税評価や知的財産の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に実施する分野としました。特に、知的財産の保護に関し、W C Oの枠組みを通じ、専門家派遣等の支援に積極的に取り組み、税関当局間の連携強化等を図りました。

平成22年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

#### 【財務省国際局による知的支援】

平成22年度の実施状況	
フィリピンに対する財政金融分野の技術協力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ A S E A N各国の経済活動の主体である中小企業にとって、情報の非対称性の問題が障害となり、銀行等からの資金調達が困難となっています。この非対称性の問題に対処するため、中小企業の信用情報のインフラ整備が重要です。</li><li>・ 我が国からフィリピンに専門家を派遣し、財務省、中央銀行の職員を対象に、「企業信用情報データベース及び信用保証制度の整備」をテーマとするセミナーを行いました。</li></ul>
ラオスに対する財政金融分野の技術協力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成22年10月に証券取引所設立、平成23年1月に証券取引を開始したラオスにおいて、証券市場の規制・監督に携わるラオス金融当局関係者の能力向上を目的として、我が国から専門家を派遣し、法令整備に関する助言活動と、証券市場の規制・監督をテーマとしたセミナーを実施しました。</li></ul>

## 【財務総合政策研究所による知的支援】

平成22年度の実施状況	
財政経済長期セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。</li> <li>大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等について講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。</li> </ul>
中央アジア・コーカサス夏期セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、グルジア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。</li> <li>大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等について講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。</li> </ul>
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招へいしました。</li> <li>同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。</li> </ul>
ベトナム社会政策銀行支援（中小企業金融分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベトナム社会政策銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである、「小企業向け融資審査手法に係る研修ノウハウの伝授」について、現地（フート）へ専門家を派遣し、同行が実施した新人職員研修における小企業融資審査講座の達成度等に関して調査・意見交換を実施しました。</li> </ul>
マレーシア中小企業銀行支援（中小企業金融分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア中小企業銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「小企業向け融資審査手法の改善」について、現地（クアラルンプール及びマラッカ）に専門家を派遣し、本プロジェクトを通じて改訂した融資審査フォームの運用状況調査及びプロジェクトの効果測定等を実施しました。</li> </ul>
ラオス開発銀行支援（中小企業金融分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラオス開発銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトの開始に向け、現地（ビエンチャン）において、ラオス開発銀行に対する中小企業金融に関する支援ニーズの調査を実施しました。</li> <li>また、同調査において判明した支援ニーズを踏まえ、現地（ビエンチャン、サワンナケート、パクセー）に専門家を派遣し、セミナーを実施したほか、技術協力に関する協議及びフィージビリティ調査を実施しました。</li> </ul>

【財務省関税局による知的支援】

		平成22年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>東アジアの国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。また、アフリカ諸国を対象とした貿易円滑化セミナーを実施しました。</li> </ul>
	JICAプログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び地域別や国別の研修を実施しました。</li> </ul>
	WCOプログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>WCOに加盟している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。</li> <li>WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、麻薬探知犬の能力向上に関する地域セミナー等を実施しました。</li> </ul>
専門家派遣	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国を中心に、HS分類、関税評価、事後調査、原産地規則及び研修管理の分野を中心とした専門家派遣を実施しました。</li> </ul>
	JICAプログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理など税関改革・近代化を支援するため、カンボジア関税消費税局、インドネシア経済担当調整大臣府、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ボツワナ歳入庁及びケニア歳入庁などへ長期専門家を派遣しています。また、これら各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。</li> </ul>
	WCOプログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、関税評価、組織マネジメント、知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、我が国の専門家を派遣しました。</li> </ul>

(新) ◎業績指標 6-2-2：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 (単位：%)

	平成22年度	
	目標	実績
研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合	70%以上	98.4%

(出所) 関税局参事官室（国際調査担当）、国際局地域協力課、財務総合政策研究所国際交流室

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP567参照。

(注2) 数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

○参考指標 6-2-6：研修・セミナー等の実施状況（国際局・財務総合政策研究所・関税局）  
 [受入研修・セミナーの実績] (単位：件、人)

		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
コース数	国際局	3	1	2	1	0
	財務総研	6	6	5	4	2
	関税局	29	21	27	41	37
	合計	38	28	34	46	39
受入人数	国際局	31	17	37	13	0
	財務総研	91	86	58	42	38
	関税局	279	217	262	376	422
	合計	401	320	357	431	460

(出所) 国際局地域協力課、財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際調査担当）調

[専門家派遣の実績] (国際局・財務総研分) (単位：件、人)

		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
国際局	1	2	0	1	2	
財務総研	6	3	16	11	11	
派遣人数	合計	7	5	16	12	13
	国際局	2	2	0	2	5
	財務総研	25	15	48	47	46
派遣人数	合計	27	17	48	49	64

(出所) 国際局地域協力課、財務総合政策研究所調

[専門家派遣及び地域セミナーの実績] (関税局分) (単位：件)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
専門家派遣	88	76	66	69	65
セミナー	10	10	9	21	8

(出所) 関税局参事官室（国際調査担当）調

(注) 税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

**政策目標に係る予算額**：平成22年度予算額：132,873百万円 [21年度予算額：153,753百万円]

平成22年度においては、経済協力に必要な経費として、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費アジア開発銀行等拠出経費、二国間技術援助等経費の予算措置を行いました。

## 5. 平成21年度政策評価結果の政策への反映状況

### (1) ODAの効率的・戦略的な活用

平成22年度は、これまでの海外経済協力会議における議論や、行政刷新会議による指摘も踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。

---

## (2) 有償資金協力

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組みました。平成22年度は、アジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援すると共に、T I C A DIVのプロセスを進展させるようアフリカ向けに援助効果の高い円借款を供与し、その着実な実施に取り組みました。また、C O P15で取りまとめられたコペンハーゲン合意などを踏まえ、インドネシアやベトナムに対し、気候変動対策プログラムローンを供与し、その着実な実施に取り組みました。さらに、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しに取り組みました。なお、J I C Aの海外投融資について、具体的な案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、22年度内に再開しました。

## (3) 国際協力銀行業務

国際協力銀行（J B I C）業務については、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めました。

地球環境の保全については、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正し、途上国政府等が実施する温暖化対策プロジェクトに対して、J B I Cが支援を行えるようにし、具体的な支援を実施しました。

また、「新成長戦略」に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等に応えるべく、平成22年4月及び11月には日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、J B I Cの投資金融業務の対象分野を拡充するとともに、J B I Cに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（注：平成23年4月に改正法が成立）。

## (4) 国際開発金融機関（M D B s）を通じた支援

M D B sは気候変動対策や貧困削減等の開発課題への対応に重要な役割を果たすことから、22年度においても、我が国は、その活動に積極的に関与・貢献しました。たとえば、世界銀行グループ所属機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）をはじめとするM D B sの改革や増資についての国際的な議論に積極的に参加しました。その際、得られた増資についての合意を実施するため、所要の法改正や予算措置を行いました。また、M D B s理事会や政策対話等を通じて、M D B sへの出資が一層有効かつ効率的に活用されるよう、我が国のO D A政策・開発理念をM D B sの戦略に反映させていくこと、業務改革や合理化努力を通じて、各機関が一層効率の高い支援を行う体制を強化すること等を求めました。また、M D B sにおいて日本人職員が一層活躍できるよう、世界銀行において将来の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを引き続き実施するなど、各機関とともに取組を強化しました。

### (5) 債務救済への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、適切な債務救済を目的とした合意形成に向けた議論に積極的に参加しました。

HIPC sについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を支援しました。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処しました。

### (6) 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるよう事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努めました。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等を通じて我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することにより相手国の政策・実務担当者の実務能力の向上を図りました。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引き続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めました。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して、途上国税關における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、今後ともWCOを通じた途上国税關の能力向上に向けた知的支援を一層推進しました。

なお、経済協力調査等委託事業については、平成22年6月に行われた行政事業レビュー(公開プロセス)の評価結果を踏まえ、当該委託事業を廃止しました。

## 6. 目標を巡る外部要因等の動向

### (1) 開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成21年における開発途上国に対する資金の流れの総額（平成22年12月公表の最新値）は、全体として対前年比13,651百万ドル増の45,456百万ドルになりました。我が国から開発途上国に対する資金の流れのうち、6割は民間資金によって占められており、途上国の開発を進めるに当たっては、ODAやその他政府資金（OOF）を活用して、基礎的な経済インフラや制度・政策環境の改善を図ることを通じて、民間投資を促していくことが極めて重要であると考えられます。

なお、平成21年におけるODA実績は、対前年比132百万ドル減の9,469百万ドル、OOF実績は対前年比10,223百万ドル増の8,237百万ドル、民間資金実績は対前年比3,478百万

ドル増の27,217百万ドルとなりました。

(注) 実績は全て支出純額（支出総額から回収額を差し引いたもの）。

○参考指標 6-2-7：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ (百万ドル)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
ODA	13,126	11,136	7,679	9,601	9,469
ODA以外の政府資金(OOF)	-2,421	2,438	211	-1,986	8,237
民間資金	12,278	12,290	21,979	23,738	27,217
非営利団体による贈与	255	315	446	452	533
総計	23,238	26,179	30,315	31,805	45,456

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。なお、平成21年からは欧州開発復興銀行（EBRD）向け拠出金の一部を除く。

(参考) 平成20年、21年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

		平成20年	平成21年
ODA	二国間	無償資金協力	4,777 2,209
	贈与	技術協力	2,987 3,118
	政府貸付等		-940 674
	国際機関に対する出資・拠出等		2,777 3,467
		ODA計	9,601 9,469
OOF	輸出信用 (1年超)		-629 -786
	直接投資金融等		-1,952 -7,498
	国際機関に対する融資等		594 1,525
		OOF計	-1,986 8,237
民間資金	輸出信用 (1年超)		-4,878 -1,220
	直接投資等		25,710 19,440
	その他二国間証券投資等		3,952 7,010
	国際機関に対する融資等		-1,046 -1,987
		民間資金計	23,738 27,217
	非営利団体による贈与		452 533
ネットベース、単位：百万ドル (出所) 財務省、外務省発表		資金の流れ総計	31,805 45,456

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。なお、平成21年からは欧州開発復興銀行（EBRD）向け拠出金の一部を除く。

## (2) 国際開発金融機関等の活動状況

○参考指標 6-2-8：国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額）

(単位：億ドル)

	平成18年	19年	20年	21年	22年
農業・漁業・林業	17.5	17.2	13.6	34.0	26.2
教育	19.9	20.2	19.3	34.5	49.4
エネルギー・鉱業	30.3	17.8	41.8	62.7	99.3
金融	23.2	16.1	15.4	42.4	91.4
保健・その他の社会サービス	21.3	27.5	16.1	63.0	67.9
産業・貿易	15.4	11.8	15.4	28.1	12.5
情報・通信	0.8	1.5	0.6	3.3	1.5
法務・司法・行政	58.6	54.7	53.0	94.9	108.3
運輸	32.1	49.4	48.3	62.6	90.0
上下水・治水	17.2	30.6	23.6	43.6	41.0
合計	236.4	247.0	247.0	469.1	587.5

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

(注2) 国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

(単位：億ドル)

	平成18年	19年	20年	21年	22年
農業・天然資源	8.1	1.5	4.4	4.4	6.1
エネルギー	13.7	14.0	24.6	21.3	24.5
金融	17.9	11.6	1.2	5.1	12.6
産業・貿易	0.1	1.0	1.7	1.0	1.0
教育	2.5	1.5	1.3	0.9	0.7
保健・社会保障	—	0.5	2.1	0.9	1.8
給水・衛生・廃棄物処理	6.4	4.1	4.0	8.1	6.1
運輸・通信	14.3	39.3	27.3	23.5	38.3
公共政策	2.2	11.8	19.5	53.1	8.9
多目的	8.8	15.9	18.8	14.1	15.5
合計	74.0	101.1	104.9	132.3	114.6

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注) アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

## (3) 国際開発金融機関における日本人職員数等

アジア開発銀行の黒田東彦総裁や、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIG）

A) 長官など、国際開発金融機関の様々な分野において日本人職員が活躍しています。

我が国としては、国際開発金融機関において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各国際開発金融機関と協力しながら、例えば世界銀行において将来の正規職員となるため

に必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを実施するなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。

#### 国際開発金融機関における日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	平成21年12月	104	129	17	3	18
	平成22年12月	108	137	20	5	14
日本人幹部職員数 (平成22年12月)		7	7	3	0	1
日本人比率		2.3%	13.6%	1.3%	0.5%	1.4%

(出所) 各機関資料

(注1) 世界銀行グループについて、日本人職員数の平成21年12月の行は平成21年6月末現在、日本人職員数の平成22年12月末の行及び日本人幹部職員数は平成22年12月末、日本人比率については、平成22年6月末現在の数値。

(注2) 日本人幹部職員数は、局長級以上を指す。

### 7. 今後の政策等に反映すべき事項

#### (1) 今後の方針

##### 政策目標6－2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

###### 施 策 6-2-1 ODAの効率的・戦略的な活用

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

###### 施 策 6-2-2 円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

###### 施 策 6-2-3 債務問題への取組

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

###### 施 策 6-2-4 知的支援

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

#### (2) 企画立案に向けた提言

##### ① ODAの効率的・戦略的な活用

これまでに海外経済協力会議やパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で行われた議論や行政刷新会議による指摘等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。

---

## ② 有償資金協力

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組んでいきます。平成23年度については、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の趣旨も踏まえ、日本企業の海外展開を支援すべく、アジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援すること等を目標として、円借款供与を実施していきます。また、COP15のコペンハーゲン合意及びCOP16のカンクン合意を踏まえ、引き続き気候変動対策円借款の供与にも取り組んでいきます。さらに、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度を見直していきます。

JICAの海外投融資については、「パイロットアプローチ」の下で引き続き制度設計に取り組んでいきます。

## ③ 国際協力銀行業務

国際協力銀行（JIBC）業務については、民業補完の原則の下、「新成長戦略」に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援に係る業務の実施を含め、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めています。

## ④ 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

MDBsについては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、また、引き続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

## ⑤ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全・改善を支援する観点から、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、これまで我が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。具体的には、COP16で取りまとめられた「カンクン合意」により設置が決定した、緑の気候基金（Green Climate Fund）について、我が国はその設計に係る議論に積極的に参画していきます。

## ⑥ 債務救済への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、途上国の支払能力や今後の債務持続性の見通しなどを踏まえた適切な債務救済を行うべく、合意形成に向けた議論に積極的に参加します。

HIPCｓについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、構造改革を実施したHIPCｓに対する債務問題の解決を図るとともに、貧困削減への取組を支援します。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の中長期債務持続性枠組みについては、世界銀行・IMF等の枠組みでの議論に積極的に参加します。

## ⑦ 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、今後も相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに引き続き努めています。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等も行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引き続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めます。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して、途上国税關における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、今後ともWCOを通じた途上国税關の能力向上に向けた知的支援を一層推進します。

## （3）平成24年度予算要求等への反映

平成22年度政策評価結果を受け、行政刷新会議による指摘も十分に踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成24年度予算要求において、必要な経費の確保に努めています。